

## 地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	河川課	整理番号	4 - 308
処分の種類	岩石採取停止、災害防止措置命令				
根拠法令条例等・条項	採石法第33条の13第1項				
処分の概要	岩石の採取に伴う災害の発生が急迫している場合の採取停止命令又は災害防止措置命令				
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)  (参考)採石法第33条の13第1項  岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができる。</p>				
基準の制定根拠	—				